

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2021年11月15日(月)

今週のことば

RCEP協定

15カ国が参加し、世界のGDPや人口の約3割を占める経済連携協定。来年1月から手続きが完了した10カ国(日・中・豪・NZ・ASEAN6カ国)で協定が発効される。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

11/15(月) 友引	七五三、所得税予定納税額の減額申請
16(火) 先負	
17(水) 仏滅	
18(木) 大安	米大リーグ・MVP発表
19(金) 赤口	
20(土) 先勝	プロ野球・日本シリーズ第1戦
21(日) 友引	二の酉

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/8(月)	29,507 ▼105	113.56 △0.20
9(火)	29,285 ▼222	112.84 △0.72
10(水)	29,107 ▼178	113.09 ▼0.25
11(木)	29,278 △171	114.07 ▼0.98
12(金)	29,610 △332	114.04 △0.03

来年1月から改正される電子取引Q&A

電子帳簿保存法の改正により、請求書や領収書等のデータをメールで受領する場合などの「電子取引」は、来年1月から一定要件の下、データのまま保存する必要があります(書面等による保存は廃止)。

◆Q&A

Q. 電子取引に係るデータの保存要件は?

A. 真実性の確保(①タイムスタンプが付された後の授受、②授受後速やかにタイムスタンプを付す、③データの訂正削除ができないシステム等を利用、④訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け、のいずれか)、検索機能の確保(取引年月日、取引金額及び取引先を検索条件として設定等)、見読性の確保(ディスプレイ等の備付け)の要件を満たす保存が必要となります。

Q. 電子取引で受け取った請求書と同じ内容のものを書面でも受領した場合は?

A. 正本を保存すれば足りるので、書面を正本として取り扱う場合は、書面の保存のみで足りる。

Q. データを保存するシステムがない場合は?

A. 「訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を備え付けた上で、授受したデータのファイル名に取引年月日、取引先、取引金額を入力する方法や、表計算ソフトで索引簿を作成する方法があります。

Q. 来年1月以後、電子取引に該当するデータを書面で保存していた場合は?

A. 青色申告の承認の取消対象となり得ますが、取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、取引情報の内容がデータ以外から確認できる場合には、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、経費として認めないと判断されるものではありません。

■この記事の詳細は、情報BOX201543

55万円又は65万円の青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者は、正規の簿記の原則(複式簿記)により記帳し、貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して、その年の確定申告期限(翌年3月15日)に提出している場合は、原則55万円の青色申告特別控除を受けることができます。

また、これらの要件に加え、①e-taxによる電子申告、又は②電子帳簿保存のいずれかを行った場合は、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

なお、還付申告書等を提出する方でも、55万円又は65万円の青色申告特別控除を受けるには、確定申告期限までに申告書の提出が必要です。

来年の裁判員候補者名簿登録者への通知

裁判所は今月16日に、令和4年の裁判員候補者名簿に登録された方に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」を送付します。

国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する裁判員制度では、1年ごとに裁判員候補者名簿を作成し、その名簿の中から事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれるため、名簿に登録された段階では必ずしも裁判員になるわけではありません。

なお、辞退事由がある場合などは同封の調査票を提出します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年1月から改正される「電子取引」に関するQ&A

Q. 「電子取引」とは、どのような取引？

A. 電子取引とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）の授受を電磁的方式により行う取引をいい、具体的には、いわゆる EDI 取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む）、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

改正により、令和4年1月1日以後行う電子取引については、一定要件を満たす方法で、データのまま保存する必要があります（電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止）。

Q. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件とは？

A. 真実性や可視性を確保するため下表の要件を満たす必要があります。

次のいずれかの措置を行うこと。

①タイムスタンプが付された後に取引情報を授受する、②取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す、③記録事項の訂正・削除が確認できるシステム又は訂正・削除ができないシステムを利用する、④訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、規定に沿った運用を行う。

電子計算処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発プログラムを使用する場合）。

電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びに操作説明書を備え付け、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにする。

電子取引に係る電磁的記録について、次の検索機能を確保すること。

①取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索条件として設定できる、②日付又は金額に係る記録項目について、範囲を指定して条件を設定できる、③二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定できる。

Q. 電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱う場合でも、電子データを保存する必要がありますか？

A. 電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りる。ただし、書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が電子データに含まれているなどの場合は、いずれについても保存が必要になります。

Q. 従業員が会社の経費等を立て替えた場合に、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領する行為は、会社としての電子取引に該当する？

A. 会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当します。そのため、この電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、会社として取りまとめて保存し、管理することが望ましいですが、一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等に保存しておきつつ、会社としても日付、金額、取引先の検索条件に紐づく形でその保存状況を管理しておくことも認められます。

Q. 一般的なパソコンを使用しており、特別な保存ソフトがない場合は、どうすればいい？

A. 以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

取引データのファイル名に、規則性をもって取引年月日、取引金額、取引先の内容を表示する。

例えば、2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書データの場合、ファイル名を「20221031_株国税商事_110,000」とする。

「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

訂正・削除の防止に関する事務処理規定を作成し備え付ける。

なお、の代わりに表計算ソフトで索引簿を作成し、データを検索する方法も可能です。

Q. 令和4年1月以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、書面等に出力して保存している場合は、保存義務を果たしていないため青色申告の承認は取り消される？

A. 災害等による事情がなく、保存要件に従って保存されていない場合は、青色申告の承認の取消対象となり得ますが、違反の程度等を総合勘案の上で判断します。

なお、電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないのではないかと問合せがありますが、取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できる場合は、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。